

沖縄県介護保険広域連合 介護保険料(令和6年度～令和8年度)

段階	対象者		保険料率	年間保険料 (月額保険料)
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	● 生活保護を受けている方 ● 世帯全員が住民税非課税者で、本人が老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入等の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.285 23,697 円 (1,974 円)
第2段階			● 世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年の課税年金収入等の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 × 0.485 40,326 円 (3,360 円)
第3段階			● 世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年の課税年金収入等の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685 56,956 円 (4,746 円)
第4段階	本人が住民税課税	世帯に住民税課税者がいる	● 本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、課税年金収入等の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.9 74,833 円 (6,236 円)
第5段階			● 本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、課税年金収入等の合計が 80 万円を超える方	基準額 ×1.0 83,148 円 (6,929 円)
第6段階	本人が住民税課税		● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.2 99,777 円 (8,314 円)
第7段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 ×1.3 108,092 円 (9,007 円)
第8段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 ×1.5 124,722 円 (10,393 円)
第9段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額 ×1.7 141,351 円 (11,779 円)
第10段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額 ×1.9 157,981 円 (13,165 円)
第11段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額 ×2.1 174,610 円 (14,550 円)
第12段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額 ×2.3 191,240 円 (15,936 円)
第13段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	基準額 ×2.4 199,555 円 (16,629 円)
第14段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満の方	基準額 ×2.6 216,184 円 (18,015 円)
第15段階			● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 920 万円以上 1,020 万円未満の方	基準額 ×2.8 232,814 円 (19,401 円)
第16段階	● 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 1,020 万円以上の方	基準額 ×3.0 249,444 円 (20,787 円)		

※ 「基準額」は、広域連合平均の被保険者一人あたり介護保険料です。

※ 「課税年金収入等の合計」は、「合計所得金額(公的年金所得を除く)」と「課税年金収入額」の合計です。

なお、第1・2・4・5段階について「80万円」とあるものは令和7年度については「80万9千円」、令和8年度については「82万6千5百円」とそれぞれ読み替えます。

※ 第1段階～第3段階については、公費を投じ低所得者の保険料軽減を行っています。(上記は軽減後の保険料です)

※ 月額保険料は、年間保険料を 12 で割ったものを 1 円未満で切り捨てて表示しています。